高齢者向け運動教室 リーダー募集

市では、高齢の方がいつまでも元気で若々しくいられるよう、筋力の向上トレーニングや脳の若返り体操などの介護予防事業を行っています。

この事業の一環として、市が行う事業をサポートし、ボランティアでこの事業を地域に広めていただく介護予防リーダーの育成研修を行います。

研修では、運動指導士のもとで講習や実習などを行い、介護予防リーダーとして必要な知識を身に付けていただきます。

介護状態は、適切な運動によって予防や改善につなげることができます。羽村を「寝たきりゼロの元気な街」にするため、介護予防リーダーとして活動しませんか。

研修期間　6月13日㈬～9月26日㈬の毎週水曜日午後1時30分～3時30分（全16回）

※都合のつかない日は、欠席することができます。

研修会場　じゅらく苑「機能回復訓練室」（コミュニティセンター内）

応募資格　市内在住で、研修受講後に市が行う事業をサポートし、ボランティアとして地域の高齢の方の健康を維持するための運動教室を運営していただける方

定　員　15人（先着順）

参加費　無料

受講後の活動内容　介護予防事業のサポート、地域における介護予防教室の運営

申込み・問合せ　5月15日㈫～25日㈮に、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係へ

「子ども手当」から「児童手当」に変わります

平成24年4月1日に、「児童手当法の一部を改正する法律」が施行されました。これに伴い、4月分以降の手当は「子ども手当」から「児童手当」に変わります。

平成24年3月31日時点で、子ども手当の認定を受けている方は、改めて手続きをしていただく必要はありません。6月に「現況届」用紙を送付しますので、提出してください。

この届出は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この現況届の提出により、所得などを審査します。

平成24年4月からの児童手当

対　象　中学校修了前の児童（15歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童）を養育している市内在住の方

注　意

□公務員（独立行政法人などでの勤務および公益法人などへ派遣されている方は除く）の方は勤務先での手続きとなります。

支給額（月額）

所得制限未満の場合

□0～3歳未満（一律）…1万5000円

□3歳～小学校修了前（第1・2子）…1万円

□3歳～小学校修了前（第3子以降）…1万5000円

□中学生（一律）…1万円

所得制限額以上の場合

□当分の間の特例給付（一律）…5000円

※所得制限は6月から行います。

※扶養親族などの数は、税法上の控除対象配偶者および扶養親族の数をいいます。

※上記所得額は、給与所得の場合は給与所得控除の金額から、また、事業収入の場合は、必要経費を引いた金額から次を控除したものです。

■定額控除…8万円

■老人控除…1人につき6万円

■その他…雑損・医療費・小規模企業共済・障害者・勤労学生・寡婦控除の一定の額

支給方法　原則として、毎年6・10・2月の15日までに、それぞれの前月までの4か月分をまとめて、届出された金融機関の口座に振り込みます。

問合せ　子育て支援課支援係

■所得制限額（平成24年6月分から適用）

扶養親族などの数	所得額	収入の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

平成23年度　情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問合せ　総務課法制係

平成23年度の市政情報、自己情報の開示などの実施状況についてお知らせします。

情報公開制度

情報公開制度は、市の保有する市政情報について、その内容を具体的に明らかにすることにより、市民の皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた市政運営を保障していくための制度です。

対象となる市政情報は、市の職員が職務上作成・取得した情報で、市が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要となります。市政情報は開示することが原則ですが、個人のプライバシーに関する情報など、開示できないものもあります。

◈不服申立ての件数と処理の状況

請求した情報が開示できないと決定された場合、その決定に不服があるときは、不服申立てができます。

平成23年度は、12件の申立てがあり、うち4件は取下げとなり、現在、8件が継続審査中です。

■市政情報の開示請求件数と処理状況

（単位：件）

実施機関	請　求	決定内容				取下げ	却　下	処理中	不服申立て
		開　示	一部開示	不開示	不存在				
市　長	129	55	61	4	25	0	0	0	11
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	0	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議　会	3	0	0	0	3	0	0	0	0
合　計	134	56	62	4	28	0	0	0	12

※１件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は異なります。

◈市からの情報発信

市では、情報開示の請求手続を経なくても提供できる市政情報は、積極的に市ホームページや広報はむらなどで公表しています。

平成23年度は、財政状況や審議会などの会議録、人事行政の運営状況などをお知らせしました。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めるとともに、市が保有する個人情報に対する本人の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図り、市政の適正な運営を保障していくための制度です。

◈保有個人情報取扱事務の状況

市が申請書や届出書などで個人情報を取り扱う場合、その目的や内容について、市長に届出を行い、市長はそれを「個人情報保護審議会」に報告することが義務付けられています。

■個人情報取扱事務届出件数内訳

（単位：件）

実施機関	届出件数	項目別件数		実施機関	届出件数	項目別件数	
市　長	43	新規	17	農業委員会	0	新規	0
		変更	11			変更	0
		廃止	15			廃止	0
水道事業管理者	0	新規	0	監査委員	0	新規	0
		変更	0			変更	0
		廃止	0			廃止	0
教育委員会	22	新規	17	固定資産評価審査委員会	0	新規	0
		変更	2			変更	0
		廃止	3			廃止	0
選挙管理委員会	0	新規	0	議　会	0	新規	0
		変更	0			変更	0
		廃止	0			廃止	0